第9回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名(松本委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第14号議案「芦屋 市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。提 案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 分野は考古、歴史、建造物、美術工芸、民俗、大体これでほ ぼ網羅しているということですね。

生涯学習課長) はい。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 任期は2年となっているのですが、中を見ると、これまで 3年という方もいらっしゃいますね。これはどういう形ですか。

生涯学習課長) 今おっしゃっていただいているのは在任期間のことでござ いますね。

木 村 委 員) はい。

生涯学習課長) これは、初めてお引き受けいただいてからの通算で書いております。通常は2年周期で代わっていただいているのですが、同じ専門分野ごとにお願いしておりますので、前任の方が途中で代わられたり、諸事情によってばらつきがあるということでございます。

木 村 委 員) 通算として 3 年と書いていますが、これまでの任期としては 2 年間、皆さん全部来ているという形でよろしいですか。

生涯学習課長) 例えば、前任の方が奇数年された後で何かのご事情で退任 となった場合には、引き続き残りの在任期間をお願いする形に なります。例えば2年区切りのうちの1年が新しい方で、その 方に次もお願いした場合には任期は2年になるので、合計3年 になります。

木 村 委 員) わかりました。「委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、 前任者の残任期間とする」という規定がありますので、それに よるものだということですね。

生涯学習課長) はい、そうです。

木 村 委 員) わかりました。

教 育 長) これは、資料の4ページ目の芦屋市文化財保護条例の「委員 の任期」というところで規定していますね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第14号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教 育 長) 続いて日程第2の審議に入ります。報告第7号の審議に入りますが、ここでお諮りいたします。

報告第7号「芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について」は、市議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退 席願います。

〈非公開審議〉

教 育 長) それでは、報告第7号「芦屋市留守家庭児童会条例の一部を 改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求 めます。

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 条例としては、3年生が4年生に変わるということではありますが、それに対する影響については十分に配慮すること、問題はそこだと思います。従来どおりの考え方だと市民の皆さんに誤解を招くことがあるので、いかに周知していくかです。

説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) 来年度以降は5年生、6年生と上がっていきますか。

社会教育部長) 先ほど申し上げましたように、子ども・子育て支援事業計画、これに基づいて今後の5年間で学年の拡大への取り組みを図る予定です。特に今回請願という形になりましたが、こういうことが起こらない限りは計画どおりに順次粛々と行っていくものと思っております。

木 村 委 員) あいているところは入れたらいいと、それはそうだと思います。一覧で、各学級で定数が何人かが出されているのですが、まず定数自体を少し増やしたりすることがあり得るのかということと、現状の定数と入所している人、今でいっぱいなのかど

うか、そのあたりを知りたいです。

社会教育部長)

定数はあるのですが、少しでも多く受け入れるため質の確保を図りながら円滑化のようなことを保育所と同様に行っています。昨年度法律が改正され、1人当たり1.65㎡必要だという基準もできておりますし、おおむね40人という法律があります。おおむねで40人をどう見るかという部分と、現状で受け入れてきた人数というのがございます。

やまのこ学級、真ん中より少し下のところで30人というものがございますが、ここは少し面積が小さいので30人となっており、ほとんどのところはほぼ1人当たり1.65㎡を満たしています。ひまわりは35人で少ないのですが、芦屋市では今までここの30人の学級を除いては1教室に約60人までは受け入れているのが実態でございます。

今回の法律の改正で、そこを確認する中で、国が通知していますおおむね40人は大体1割程度プラスだろうと言われているところで、その中にも計算の指標があり、実際には登級される方が最大で何人いらっしゃるのかという率を図った上で、例えば週に2日~3日しか来られなければ、0.5人(1週)という考え方もございますので、そういうことを加味すれば、面積は違いますが、それぞれの教室での受け入れ人数に弾力があるということがございます。今のところ考えておりますのは、各教室の登級率に応じたところでの受け入れ、支援に対する固まりはあるのですが、支援をしていく固まりと定数は別にあると思っておりまして、ほとんどの学校が今、ほぼ満杯に近い数字になってきています。岩園小学校と打出浜小学校につきまし

ては若干余裕があると思っておりますので、来年度、その2校 ぐらいは4年生の受入れが可能になってくるのではないかと考 えています。ただ、ふたを開けてみないとわからないところが ありますので確定ではないのですが、ほかのところはほとんど が45人を超え、60人近いところが出てくると思っておりま す。

今後、あいているところについてという基準が4年生であれば、それをどう見るかというところになるのですが、一旦はこの定数に基づいて、今回工事をして岩園小学校が広くなりましたので定数も少し増やし、そこは少し変わってくることもあります。その面積に応じた1人当たり1.65㎡も踏まえた上で何人受け入れるかを図った上で、その定数を一旦1年生から4年生までをどれだけ受け入れるかを確保し、そこを超えた時点で、定数から、円滑化といって、その幅の部分については1年生から3年生を優先に、受け入れ枠として、そこは4年生を対象にしないというやり方ではどうかと考えているところです。

- 木 村 委 員) ここで書かれている 4 5 人というのは、1 人当たり 1 . 6 5 ㎡ということで単純に機械計算するとこの数字になるのですか。
- 社会教育部長) そもそも芦屋市の場合は、この1.65㎡という数値については、条例改正する前の望ましいという段階のときから図っていた人数ですので、これはクリアしている人数を書いてきています。
- 木 村 委 員) しかし現実には、申し込んで登録している人は、例えば

60人程度いても来たり来なかったり、毎日来るわけではない のでやりくりをして、大体1日でならすと45人になるように しているという話ですね。

社会教育部長) はい、概ねそのような考え方でございます。

木 村 委 員) もうほとんど満杯で、あとは岩園小学校を含めて2校ほどですか。

社会教育部長) 打出浜小学校ですね。

浅 井 委 員) 2つあるのですね。

木 村 委 員) そこは少し余裕があるということですね。

社会教育部長) はい。そのように思っております。

木 村 委 員) そういう意味では、現状ではほとんど満杯ですが、この規 則改正をすることによって、結局全体的にみんなの優劣度を図 らないといけませんから、これまで来ている人でももっと必要 性の高い人が来たらはじかれてしまう可能性がある。そういう 意味では広がりが大きいわけですね。

社会教育部長) そうですね。1年生、2年生までは比重を重くつけようと思っております。阪神間の他市の事例をいろいろ参考にさせていただいているのですが、よその市などはもう既に待機が出ておりますので、指標をつくっているわけです。そこで参考になる市を確認した上で行おうとしているのですが、4年生についてはひとり親家庭の指標と3年生との指標が、ひょっとしたら、ほかの部分を入れれば逆転もあり得るとは思っています。1年生、2年生については逆転はありません。

教 育 長) 考え方として、今までは1年生から3年生は何とか、受け入れてきました。しかし4年生まで拡大することで、どの学校に

おいても全て受け入れることは不可能な状態が見えていますので、そうなってくると、きちんと必要度を数値化して説明できるようにする必要があります。

つまり、満杯のところは4年生が入れないということがおこるということです。今まで言ってきた待機を出さないというものから、必要度を数値化して待機の説明ができるようにして対応していくということですね。

もう1つ、基本的に学校内でしますよということは堅持しているわけですので、ハード面をきちんと説明しておかないと、 従来型で誰でも受け入れてくれるとか、4年生も皆受け入れてくれるのだと勘違いされるといけないなというところがあります。

木 村 委 員) あしやキッズスクエアですが、あれを今行っているのは 3 校でしたか。

社会教育部長) 今年は3校です。

木 村 委 員) これは来年もずっとでしょうか。

社会教育部長) 来年度、また3校増やし、3年で全校と考えていますので、 今は潮見小学校、精道小学校、山手小学校、来年度につきましては朝日ケ丘小学校、宮川小学校、浜風小学校です。留守家庭 児童会の入級の子どもたちの定員に非常に近いところ、困難な ところから始めていますので、来年度もそのように考えております。ですから、先ほど申し上げました打出浜小学校と岩園小学校には少し余裕があるので、最終の年と思っております。これを定着させていただいて、もし待機が出ても、高学年であればそちらで十分と言われる方がいて、キッズを選択していただ けるならば、そちらも補完的なところで利用していただければ ありがたいです。

ただ、これは代替とは言い切れるものではありません。留守家庭学級が必要な方もおられますので。しかしながらキッズスクエアでは今も芦屋大学さんやクラークさんに授業の一環として来ていただけたり、実際、具体的に学生の配置をしてくださったりしているのですが、さらに今回、関西学院大学さんや武庫川女子大学さんなども、小学校等を持っておらず、逆に子どもにかかわる機会を得られるメリットがあると思いますので、そういうところの学生さんにも入っていただきながら、事業の充実を図っていきたいと思っております。

浅 井 委 員) その基準日が少し前倒しして3月1日ですが、キッズスク エアの申し込みも並行して同時期に行っていただかないと難し いでしょうか。

社会教育部長) 昨年はどのようなものかもイメージがつかず、なかなか話が進まないこともあって、いろいろご心配をおかけしたところがあるのですが、今年は先例ができていますので、その辺りの受け入れは非常によく、現在3校ともお話は内々では進んでいまして、教室もどこを使わせてもらえるというお話もいただけているようですし、コミスクさんには説明会を開きつつあるというふうになっています。出発点はかなり早くなっているなと思っていますので、浅井委員がおっしゃってくださったように、新1年生の健診のあたりの頃にはご案内ができるようにしてい

浅 井 委 員) お願いします。

きたいと思っております。

教 育 長) 実施する者として、4年生が入ってきたため入れないかもしれないという不安を新1年生に持たれないようにしていかないといけません。その辺りは、他市の例を見ながら慎重にもう少しもんでいくということですね。

社会教育部長) はい。

松 本 委 員) 直接関係はないのですが、このひまわり学級の中に「ひかり」と「つばさ」など、2つあるものは、どう分けているのですか。

社会教育部長) ひまわり学級の定員が45人と35人でまず違いますが、これは教室の面積が異なり、ひまわり学級の「ひかり」は面積98.72㎡、「つばさ」は62.37㎡しかなく、この差で定員の数も違っているところがあるのですが、クラスの分け方は、地域で固めながら分けていると聞いております。

松本委員) ありがとうございます。

教 育 長) 兄弟で来たりしますので、分かれてしまった場合の配慮もいると思います。

社会教育部長) 帰るときに、少しでもずれると困るので、地域が固まっていて、一緒に帰って行けるというところも見ていると聞いております。

松 本 委 員) やはりお部屋ごとにしていることが違うのですか。

社会教育部長) ひまわり学級の「ひかり」「つばさ」は上下になっています。ですから、全く同じことをしているというのではなく、それぞれに指導員がおります。

小 石 委 員) 3つ聞きたいのですが、1つは人数が増えたときのスタッフの配置はどうなっているのかということです。

それから、いわゆるキッズスクエアとは完全にシャットアウトされた独立の活動で行ったり来たりはできないのですが、キッズスクエアへ活動として入ることはできないシステムになっているのかどうかということです。

また、これはそもそも教育委員会の仕事なのかどうか、住み 分けが今、どのようになっているのか、その3つをお伺いしま す。

社会教育部長)

1つ目のスタッフは、1クラスに正規の指導員を2人は配置しております。人数の加減によって加配をつけております。

ほかの要因もあるのですが、配慮を要する子どもさんをお預かりする場合にも加配しますので、総合的な判断の中で加配の 指導員を配置しているのが現状でございます。

この仕事がどうなのかというところにつきましては、これは報告議題で今回出させていただいて、先ほど申し上げましたが、この留守家庭児童会自身はそもそも児童福祉法ですので、市長部局の補助執行という形で入級事務を行うことになってございます。ただ、キッズスクエアにつきましては、子どもの居場所の事業ですので、これは文科省の指導になっています。そのあたりは非常に悩ましいところもありますが、最近は、法をまたぎ、「子育て」や「子ども」というカテゴリーの中で配置をして、それぞれのところで取り組んでいることが他市でもたくさんありますので、今後はそういうところが課題になってくるかと思っています。

行ったり来たりできるかというお話ですが、キッズスクエア に行くことはできますが、留守家庭に戻ることはできません。 小 石 委 員) 活動の中で、理念としては、これは家へ帰ることですよね。 キッズスクエアというのは家に帰ってから出ていって、そこで 活動をしているわけです。ですから理念的に言うと、家に帰っ てからキッズスクエアに出ていくということは可能なような気 がします。

社会教育部長)

これまでも子ども教室に行くと時間が違うので戻ることが できないと、留守家庭に通級する児童はなかなか参加しにくい と言われておりました。そのあたりは、子どもさんとの連絡が うまくいかなければ、預かっているほうとしては、子どもがさ っと帰ってしまったりすると、留守家庭では大騒ぎになります。 実際に本当に大騒ぎになっていることもあります。それが困る ということで、これまでも留守家庭に戻らないことにしていま したが、全く参加できないのはよくないため、今回はキッズと 留守家庭の時間を合わせておりますので、放課後は、学年によ って、当然時間も違いますが、単学年でも楽しめるよう工夫し ております。キッズスクエアには登録したすべての児童に、最 初に予定を届けてもらっておりますので、その児童が留守家庭 に登録している方であっても参加していただけます。キッズは 留守家庭学級と同じ時間に終わりますので、戻る必要がありま せん。ただ、延長されている方については、交流はできていな いところはあるのですが。そういう形で行っておりますので、 以前とは変わり参加はしていただけますし、戻ることを考える 不安は、そこでかなり解消されていると思っております。

小 石 委 員) ただ、何か事故が起こったときの責任体制のようなものが 気になります。それはうまくいきそうですか。もちろんどちら も保険は同じようにかかっていますね。

社会教育部長) はい、保険はかけております。

小 石 委 員) せっかく子どもたちがいるのに別々で遊ぶというのも、何 か不自然な気がいつもしていたのですが。

社会教育部長) ですから今日はこのようなイベントがあるよということも 予定表であらかじめお配りしておりますので、それをごらんに なって、今日はこちらの事業に参加したいと思われる方につい ては事前にお申し込み頂くので、参加予定表をカードのような ものでやりとりをして、ご参加いただく形にしております。

社会教育部長) そこのところは、まだいろいろ課題が解消できていないと ころがあり、いずれは、それについても解決をしたいと思って おります。

小 石 委 員) 子どもたちが楽しくできるよう、大人の考えで拘束しないようにしてほしいですね。

社会教育部長) 先日の教育トークのときには、一旦帰るとなかなか子どもたちも横のつながりを持って遊べないことが多いため、こういう場が出来て縦のつながり、横のつながりで交流ができるようになってよかった、ほかの場面ではこれまで子どもたちが誘い合って何かするのがあまりなくなっていましたが、キッズへ1人ではなかなか参加しにくいからと言って、最近は子どもたちが誘い合って行くこともできてきたので非常にうれしいという親御さんのご意見もいただき、スタッフも大変喜んでいると

ころです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第7号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いた します。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言